

「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する 名古屋・クアラルンプール補足議定書」への署名について

1 補足議定書への署名

平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）に併せて開催されたカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（MOP5）の重要な成果である「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」について、平成 24 年 3 月 2 日の閣議において署名が決定された。また、同日（現地時間）に国連代表部大使がニューヨークの国際連合本部で補足議定書に署名した。

2 これまでの経緯と補足議定書の位置づけ

（1）平成 12 年に、遺伝子組換え生物による生物多様性影響を防止するため、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が採択され、我が国は平成 15 年に締結、同年に議定書が発効。

我が国は、国内担保のため、遺伝子組換え生物が輸入される際に当該生物による生物多様性影響を評価して、輸入の可否を決定する手続等を定めた「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」を制定し、平成 16 年に施行。

（2）名古屋・クアラルンプール補足議定書は、遺伝子組換え生物による損害（生物多様性への悪影響等）が生じた場合の責任と救済（遺伝子組換え生物の管理者に対して、遺伝子組換え生物の回収や生物多様性の復元等の対応措置を要求すること等）を定めたものであり、生物多様性影響を未然に防止することを規定したカルタヘナ議定書を補完するもの。

3 今後の対応

今後、名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結（国会承認）に向け、他国の状況やカルタヘナ議定書締約国会議における議論等を踏まえ、補足議定書が定める義務を履行するために必要な措置を検討する予定。

なお、補足議定書は、40番目の国が締結した日から90日後に発効する。

（参考）

平成23年3月7日から本年3月6日までが署名開放期間であり、我が国を含め51ヶ国及びEUが署名。そのうち、ラトビア及びチェコは既に締結。

○署名国 （下線は締結国）

アンティグア・バーブーダ、オーストリア、ベルギー、ベニン、ブラジル、ブルガリア、カーボヴェルテ、中央アフリカ、チャド、コロンビア、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モーリタニア、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、オランダ、ナイジェリア、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、セネガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、イギリス及びEU